

# 平成30年度事業計画

(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

米穀機構は、米政策の見直しや、生産サイドから流通サイドまでの米穀関係者による競争力強化のための取組が進められている状況を十分踏まえ、公益社団法人として、自ら必要な改革を行いながら、会員のニーズに応えつつ公益目的事業等各般の事業の適正、円滑な実施を図ることにより、米の安定供給確保を支援する。また、引き続き、東日本大震災等の復興支援を行う。

## I 公益目的事業

### 第1 信用保証事業

米穀流通及び信用保証事業をめぐる厳しい環境に対応して、代金保証及び運転資金保証のより適切かつ堅実な実施を図るとともに、併せて昨年8月施行された農業競争力強化支援法に基づく米の流通・加工の合理化に向けた会員卸の取組を支援する。信用保証事業の根幹をなす保証基金については安全かつ効率的な運用に努め、併せて、事業経費の節減等により円滑な保証事業の運営を図るものとする。

#### 1 保証事業の運営

30年産からの米政策の見直し、農業競争力強化プログラムの進捗等により米流通のさらなる多様化が進む一方、その流通の在り方について事業再編を含めた合理化の実現を求められる等、会員卸を取り巻く環境についてはこれまでにない変化も予想される。こうした中、保証事業については、米穀の安定流通の確保と米穀流通業者の経営安定に資するため、また、昨年の食糧信用保証委員会で了承された「信用保証事業の今後の展開」に基づき、引き続き米穀代金保証及び米穀運転資金保証を実施するとともに、新たな保証制度についての検討を進める。

このうち、米穀代金保証については、単位農協（経済連を含む）の保証先を必要に応じて追加するとともに、支払いサイトについても単位農協ごとの取引条件に柔軟に対応することで、保証の利便性の向上に努める。また、会員の仕入れ先確保を支援するため、今後の米流通の変化に対応して、全国展開する大手卸と地域密着型の中小卸間における米穀の売買代金について保証対象とするためにはどのような条件が必要かについての調査、研究を始める。

米穀運転資金保証については、27年11月から実施した特別基金を限度とした「特別基金限度保証」では資金ニーズに不足しているとの意見があることから、保証額を特別基金以外の預り金も含めた積立限度まで拡大し、会員の保証利用に係る有用性を高めることとする。また、多様化する会員の資金調達に対応するため、3～5年程度の中期運転資金への保証対応について検討し、併せて、市場動向及び会員のニーズを見極めながら、保証の保全に留意しつつ、与信枠の拡大についても継続して検討する。

保証事業の運営に当たっては、厳正な信用審査を実施し、保証限度額の管理、物的担保の徴収等保証債権の保全に努めるとともに、求償権については適切かつ効果的な回収に努める。

#### 2 経営指導の推進

(1) 米穀卸の経営環境の変化に対応した事業戦略の策定並びに経営体質の強化に資するため、会員卸に対する的確な経営相談、経営指導を行うとともに、関係中央団体とも連携し、会員卸が抱える経

営課題解決に向けた取組について支援協力する。

- (2) 会員販売事業者の実務担当者を対象とする講習会を引き続き開催する。
- (3) 「米穀卸売業者の経営指標」等関係資料の作成配布その他の情報活動を行う。

## 第2 集荷円滑化対策事業等

### 1 「米粉等新たな米需要開発事業」に係る取組

- (1) 平成29年3月に国から公表された米粉の用途別基準及び米粉製品普及のための表示（いわゆるノングルテン表示）に関するガイドラインに関して、国と連携して普及を支援する取り組みを行う。
- (2) 最近の技術開発により実現しつつある米粉の新たな機能性を有するアルファ化米粉、米ピューレ、米ゲルなどの普及の支援に取り組む。
- (3) また、(1)のガイドラインや(2)のアルファ化米粉などをテーマに、食品に係る各種イベントへの参画、出展などを行う。
- (4) 米粉の普及促進を図るため、次の講習会等を実施する。
  - ① 調理師、パティシエ、給食関係者などを対象とする講習会
  - ② 被災地応援を含めた米粉を活用した給食の提供
  - ③ 米粉を活用した学校給食に係る関係者を対象とした講習会及びこれと連動した学校給食

### 2 過剰米対策基金の管理・運営

事業運営に当たっては運営経費の節減を図るなど、過剰米対策基金の適切な管理、運用に努める。

### 3 その他の関連業務

- (1) 集荷円滑化対策関連システムの運用、保守  
当該システムを維持する観点からの必要な措置を引き続き講じる。
- (2) 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業に係る外食・加工業者等のフォローアップ  
関係要領等に基づき、外食・加工業者等から事業の実施報告書の提出を求めるなど、フォローアップを行う。
- (3) 「全国農業再生推進機構」への参画  
関係団体が連携して、需給環境やマーケットインの取組等を踏まえた需要に応じた米生産の取組等を推進することを目的に、平成29年12月21日に設立された「全国農業再生推進機構」に引き続き会員として参加し、その運営を支援する。

## 第3 米消費拡大事業

### 1 ごはん食普及基盤事業

#### (1) 子どもや保護者等に対する取組

子どもの頃の食習慣は、一生の基礎となることから、子どもや保護者等を対象に、日本型食生活の健康性やおいしさを広く認識してもらう取組。

##### ① 妊産婦、乳幼児に対する取組

妊娠期の栄養と正しい食生活の在り方について、最近の知見を活用して、米を主食とした日本型食生活の重要性を分かりやすく解説した小冊子を作成し、母子健康手帳の別冊として各自自治体から妊婦に配布、同保健センター等に常置する。

また、離乳期における米・ごはんの役割、子どもの成長に合わせたごはんメニュー等を、子育てテレビ番組と連動したインターネットサイトにおいて提案する。

## ② 児童・生徒に対する取組

校内掲示新聞等を活用して、米やごはんの基礎知識、米を主食とした日本型食生活の良さを訴求するとともに、米の歴史、食文化、生産から流通及び米を主食とした日本型食生活の良さを紹介する小冊子を児童向け、保護者・教職員等一般向けの2種類を作成し、お米の出前授業で配布するほか、会員企業等を通じて配布する。

## (2) 若年世代に対する取組

ごはんの摂取量が少ない女子大学生等を中心として、一食でのごはんの適量や栄養のバランスを普及・啓発する取組。

・ごはんの適量を学ぶ「3・1・2弁当箱法」体験セミナーの開催

女子大学生等を中心に、3（主食 ごはん）・1（主菜）・2（副菜）の割合（表面積）で詰める弁当箱法を活用し、実際にごはんやおかずを詰め、バランスのとれた一食を会得し、それをふだん使用している自分のごはん茶碗や器に盛り直すことにより、一食のごはんの適量等を把握して、日頃の食事に活かしてもらうセミナーを実施する。

## (3) 中高年世代に対する取組

健康志向が強い中高年世代に、米を主食とした日本型食生活の健康面での良さを普及・啓発する取組。

医療等の最前線で、中高年等に対して健康・食事指導等を行っている医師・栄養士を対象に、米を主食とした日本型食生活への理解と実際健康指導にも活かしてもらうため、シンポジウムやセミナー等を開催する。

シンポジウムの内容を専門誌に掲載し、広く全国の医師・栄養士等に情報提供するとともに、一般向けに分かりやすくパンフレットに取りまとめ、医師等の地域での健康づくり講習会のテキストや会員企業等の米売場等での啓発ツールとして配布する。

## (4) インターネットを活用した情報提供の取組

米ネットを通じて、米及び米を主食とした日本型食生活の最新情報の提供やごはんメニュー等の提案を行う。

## (5) 米・ごはん食の基礎的な調査・研究等を支援する取組

米及びごはんを主食とした日本型食生活の健康面での効用を裏付けるエビデンスの集積を図る。

## 2 ごはん食普及強化事業

### (1) 朝、ごはんをきちんと食べようキャンペーン事業の実施

各種媒体等を活用して、朝食の欠食率の高い20歳代・30歳代の若年世代を中心に、朝、ごはんの喫食向上を図るとともに、糖質制限ダイエットのリスクとごはんの適量摂取の必要性について正しく理解してもらい、ごはんを中心とした日本型食生活の実践と普及を図るためにキャンペーン事業を実施する。

## (2) 米消費拡大イベントの開催

若年層から中・高年世代まで幅広い世代を対象に、手づくりはあたたかいをテーマとして開催されるホビークッキングフェアに参加出展する。学んで 知って 伝えよう 米と米粉の手づくりクッキングをコンセプトに、子どもから大人まで世代を選ばずみんなで楽しく作ることができる、千葉県の郷土料理である太巻き祭りずしの体験料理教室を開催する。

## (3) ごはんの魅力再生・再発見事業

### ・「夏越ごはん」の普及・定着

「夏越ごはん」の認知度向上及び喫食機会の増大を通じて、ごはん食の魅力再生とごはんの消費拡大を図るため、家庭内食としての普及・定着はもとより、中食・外食産業（コンビニ・スーパー・惣菜専門店・百貨店・レストラン等）等においても「夏越ごはん」の提供につながるよう働きかけをし、その普及・定着事業を行う。

## (4) 関係団体との連携・協働事業

米穀販売事業者、米と親和性の高い食材団体、郷土料理等伝承団体等と連携・協働し、さまざまな食シーン（朝食、行事食等）や対象（子ども、被災地等居住者、訪日外国人等）に対して、ごはんのおいしさ、作る楽しさ、米を主食とした日本型食生活の健康性等を訴求する取組を行う。

## 第4 情報提供事業

国民生活に不可欠な米の安定供給を確保するため、米の需給及び流通・消費に関わる基礎データ等の収集及び情報提供事業として、米に関する消費、流通、価格、生産動向の基本的調査を行うとともに、ホームページ等により国民全般に対して適宜、的確に情報提供を行う。

### 1 基本的調査等の実施

#### (1) 米の消費動向調査

米の消費等の動向に関する調査を行う。

#### (2) 米取引関係者の判断に関する調査（D I 調査）

米の需給、価格動向について現状判断及び見通し判断等の調査を行う。

#### (3) 米の小売価格等に関する調査

量販店等のPOSデータを加工し、米の価格等の動向について集約する。

#### (4) 米の品種別作付動向調査

米の品種別の作付動向に関する調査を行う。

### 2 米に関する情報提供の実施

#### (1) ホームページによる情報提供

1の基本的調査等の調査結果や集約結果のほか、米の生産、作柄、品質等の動向や販売の動向、流通・消費段階のニーズ、米・ご飯の健康性、レシピ、文化と歴史等に係る広範な情報について収集・加工等を行い、これらの情報をホームページにおいて発信する。

#### (2) 問い合わせ等への対応

米の生産、流通、販売、消費等に関する各種照会等に対し迅速に対応する。

(3) 「明治150年関連施策」への取組

「明治期以降の米の流通」に関し、関連資料の確認・収集・整理、アーカイブ化及び国民への情報発信等を行う。

## II その他の事業（相互扶助等事業）

### 第1 信用保証事業

#### 1 米穀設備保証

米穀販売業務遂行上必要とする米穀のとう精、貯蔵等の設備を導入するに際して、その調達方法に応じて次の債務保証を行う。

(1) 米穀設備資金債務保証

(2) 米穀設備リース債務保証

また、農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき事業再編を実施する会員卸に対して、その取組を支援するため、「事業再編促進保証（設備・リース）」を創設する。

#### 2 社内預金債務保証

米穀販売事業者である会員が、その従業員から委託を受けて管理する貯蓄金（社内預金）の元本の返還債務に関する保証を行う。

### 第2 もち米需給安定支援対策事業

もち米などの価格は、作柄や需給のわずかな変動に影響を受けやすいこと及び単収も低い等の特性があるため、もち米の適正かつ円滑な流通を促進するための事業を行う。

1 もち米の需給及び価格の安定に資する事業を行う。実施の可否や、具体的な内容は、生産年の作柄・需給のバランス・価格等を勘案して決定する。

2 生産者団体や実需者団体が実施する、国内産もち米及びこれを原料とした製品の需要拡大事業を助成する。

3 もち米に関する情報収集・情報提供を行う。

### 第3 流通合理化推進事業等

米穀販売事業者の農業競争力の強化の取組、並びに米穀販売事業者の精米関連設備の改善、合理化に資するために、設備リース料等の一部助成を実施する。